

第 1 3 0 8 回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成 2 6 年 5 月 1 5 日 木曜日
開会 1 0 時 0 0 分 閉会 1 2 時 0 0 分

2 場 所 京都市役所内 教育委員室

3 出席委員 委 員 長 藤原 勝紀
委 員 星川 茂一
委 員 奥野 史子
委 員 秋道 智彌
委 員 鈴木 晶子
委員・教育長 生田 義久

4 傍 聴 者 0 人

5 議事の概要

(1) 開会

1 0 時 0 0 分, 委員長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第 1 3 0 7 回京都市教育委員会会議の会議録について, 全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案 1 件 報告 2 件

イ 議案事項

報第 2 号 京都市立小学校条例等の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

(事務局説明)

○ 萩原 調査課長

本件は, 昭和 4 2 年に都市計画決定がなされた, 洛北第二地区土地区画整理事業の換地処分に伴い, 新たに町が設置されたり, 既存の番地が変更されたりすることにより, 小学校等の住所表記を変更する条例案である。

具体的には, 岩倉南小学校, 洛北中学校, 岩倉南小学校の南西に併設している岩倉南児童館の住所表記を変更する必要がある。そのため, それぞれ, 京都市立小学校条例, 京都市立中学校条例, 京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正しようとするものである。

なお, 保健福祉局所管の京都市児童館及び学童保育所条例も併せて改正するのは, 関連する条例はまとめて改正すること, 改正する条例の多くが教育委員会所管のものであることか

ら、今回も教育委員会の所管により条例改正を行う。

条例改正に関係する部分について、区画整理事業を説明すると、岩倉下在地町の一部から、新たに、岩倉三笠町、岩倉北桑原町、岩倉北四ノ坪町の3つの町が設置され、このうち、岩倉南小学校と岩倉南児童館の位置は、岩倉北四ノ坪町となる。また、洛北中学校がある岩倉忠在地町も番地が変更される。

換地処分のお知らせの時期と市会の日程の都合上、やむを得ず教育長専決処分のうえ、条例改正について市長に意見を申し出た。

(議決)

委員長が、報第2号「京都市立小学校条例等の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について」に対して採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

ウ 報告事項

元貞教小学校跡地活用について

(事務局説明)

○原田 学校統合推進室計画課長

本市では、学校跡地について、平成24年7月に市民等提案制度を創設し、民間等の事業者から、長期に敷地全体を活用する事業提案を募集している。これに基づき、今回、元貞教小学校跡地について、学校法人二本松学院から「京都美術工芸大学東山キャンパス開設」に係る提案があり、5月8日に庁内検討委員会での検討の結果、当該提案による活用に着手することが承認された。この決定を受け、総合企画局が所管局となり、5月13日に基本協定が締結された。

学校法人二本松学院は、平成2年10月に設立され、京都美術工芸大学をはじめ、専門学校の京都建築大学校や京都伝統工芸館等を運営されている。

今回の提案は、平成24年4月に南丹市で開校された京都美術工芸大学の新キャンパスを元貞教小学校跡地に設置し、ダブルキャンパスとすることで、より良い教育・研究に向けた環境を整備されるものである。元貞教学区は、工芸のまちであり、有名社寺や博物館等が多数存在する周辺環境に恵まれており、本物に触れる教育を行うことで美意識や感性を養うことを構想されている。また、小学校が自治活動の拠点として重要な役割を果たしていることを認識され、活用に際しては避難所機能や自治活動拠点の機能維持に十分配慮すると言われている。

今後、同学校法人・地元・本市の三者で具体的な活用計画の協議が進められることとなる。

(委員からの主な意見)

○京都市内には多数の芸術系大学があるが、過当競争にならないのか。

○現状はどのように活用されているのか。

○実現できれば、東山区全体の新たなイメージアップにつながると思う。

○外国の方の受け入れも考えられたら良いと思う。

○工業高校との連携した取組を進められたら良い。

○元弥栄中学校に続いての活用となるが、今後も、地域の活性化と京都市の発展につながる活用が進むことを期待している。

(事務局)

○京都美術工芸大学の工芸学部は、日本で唯一設置されている学部であり、他の芸術系大学と競争となることはないと考えられる。

○現状は地元が自治活動として集会やスポーツ活動などで活用されており、今後、地元要望を踏まえ、グラウンド等の取扱いが検討されていく予定である。

○本市としても、崇仁地域に移転予定の京都市立芸術大学との連携などにより、文化芸術ゾーンを形成する拠点として発展することを期待している。

○修学旅行生や観光客など、様々な方がものづくりを体験・見学できる施設整備を検討されると聞いている。

○工業高校との連携については、具体的な内容はこれから検討されることとなるが、様々な連携事業が計画されていくものと思う。

「京都市いじめ防止対策推進条例」（仮称）について

(事務局説明)

○大賀 生徒指導課担当課長

昨年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」により、地方公共団体・学校が実施すべき新たな対応が必要な施策は、「地方いじめ防止基本方針」の策定・「いじめ問題対策連絡協議会」の設置・「教育委員会の附属機関」の設置・「重大事態」への対処・「学校いじめ防止基本方針」の策定などである。

本市では、これまでから子どもたちのいじめや問題行動に対して、様々な取組を進めてきたが、これまでの取組を基にして、いじめの防止についての基本方針を定め、今一度それらを見つめ直し、改善すべきは改善していきたいと考えている。法律において努力義務となっている自治体のいじめ防止の基本方針の策定について、本市では条例で制定することにより、いじめに取り組む本市の姿勢を強くアピールするとともに、いじめ防止に関する機運を高め、パブリックコメントの実施等で市民の皆さまの意見を反映しながら、「子どもを共に育む京都市民憲章」及びその推進条例におけるいじめに関する規定を具体化していきたいと考えている。

本条例（案）の骨子は、これまで5回にわたり、学識経験者や保護者・市民団体、関係団体、校長会、本市の他部局で構成する「いじめ防止対策関係者会議」を開催し、多様な観点から御意見を頂いてきたものである。特徴としては、市民ぐるみで取組を進めるため、市長や教育委員会に加え、保護者の責務・市民の役割を規定したこと、保護者や市民団体等の関係団体、企業、私立学校、その他の教育機関等との連携を規定したこと、子ども自身もいじめ防止等の当事者であるとの意識を持ち、主体的・積極的な取組を行うように子どもの役割等を規定したことなどである。

今後、教育福祉委員会への報告の後、パブリックコメントの実施、いじめ防止対策関係者会議の開催、再度の教育福祉委員会への報告、そして教育委員会へ付議し、9月議会に議案を提案することを予定している。

(委員からの主な意見)

- 不登校について、教育委員会には、随時、学校から報告がされているのか。
- 法律ができたからという消極的な対応ではなく、法律の制定を契機として、取組の充実のための追い風にしてほしい。
- 前文を設けることで条例に重みが出て京都市としての姿勢がより表れるのではないか。
- 重大事態が生じた場合や条例に違反した場合の罰則規定等はあるのか。また、他国ではいじめの対策として、教職員の目の届きにくいようないじめが発生しやすい空間や時間帯を排除する取組があるが、本市におけるハード面での対応はあるか。
- 路上喫煙防止に関する条例のように、罰則規定があれば市民の捉え方や意識は高くなると思うが、罰則がなく理念を打ち出す条例では、どのようにして市民の関心を高めていくかが課題である。学校のいじめ防止基本方針は公表されるのか。
- いじめは、いじめを受けた側の意識・認識によるため、非常にデリケートな問題であり、表面化したときには重大事態に発展している場合がある。
- 市民は、京都市の様々な取組についてどの程度認知しているか。学校がいじめを把握したときの措置や取組については市民的関心が高い部分であると思われるため、市立学校の取組の項目に追加で規定してはどうか。そのうえで、より具体的な内容は推進指針に記載すればよいが。
- 法律の第17条にはいじめを行った児童等に対する指導が規定されている。本条例においても、加害の子どもへの保護者への支援だけでなく、加害児童等の本人への指導や取組を含めて関係機関と連携することを明確に規定すべきではないか。
- 法律では第4条に「児童等はいじめを行ってはならない」と規定されているが、条例(案)では子ども自身の役割が行政や保護者等の項目の後ろにあり、項目の順番についても検討してみてもどうか。
- ケータイやインターネットに係る取組は京都市が積極的に取り組んでいるため、新たに一項目を起こしてもよいのではないか。また、子どもたちも市民の一人として条例化に参画してほしい。

(事務局)

- 長期に及ぶ欠席は、担任の家庭訪問などでその理由・状況を学校が随時把握しており、当該状況は定期的に学校から生徒指導課へ報告されている。不登校についての取組は、学校の教員だけでなく関係機関との連携、別室登校、ふれあいの杜、洛風・洛友中など様々な観点から学校に対して指導や助言を行っている。
- いじめはどの学校にも、どの子どもにも起こり得るものである。基本方針は形だけのものではなく、今までの取組を総点検し、見直す契機にしていきたい。
- 御指摘の前文については、これまでも議論があったところ。本市としての姿勢は基本理念に特徴的に記載しているが、引き続き検討する。
- 本条例(案)は、罰則規定を設けずいじめに対する姿勢や理念を表すものである。

- 近年建設した学校には、安心・安全の視点が取り入れられているが、予算に制限もある中、すべての学校をいじめの起こりにくい空間として改築・整備することは困難である。いじめが起こりやすい危険個所や隙間の時間は、教職員がパトロールをするなどして対応している。
- 学校におけるいじめ防止基本方針は全校策定済みであり、来月にホームページや学校だよりなどで保護者・地域に公表する予定であり、常にPDCAサイクルの下、見直しを行うこととしている。

(4) 閉会

12時00分、委員長が閉会を宣告。

署 名 委員長